

2019年9月17日

各 位

学生センター長

**令和元年台風15号の影響による停電に伴う
災害救助法適用地域の世帯学生に対する緊急採用・応急採用奨学金について**

このたびの台風による被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、被災者救済のため、災害救助法適用地域の世帯の学生について緊急採用及び応急採用奨学金での対応を図ることになりました。

下記による奨学金の貸与を希望される方は、奨学金担当まで申し出てください。

記

1 災害救助法の適用地域

千葉県 25 市 15 町 1 村（別紙参照）

2 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った者についても、適用地域に準じて取り扱うものとする。

3 貸与始期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金、無利息）：2019年9月以降で申込者が希望する月とする。
- (2) 応急採用（第二種奨学金、利息付）：2019年4月以降で申込者が希望する月とする。

4 貸与終期

(1) 緊急採用：2020年3月

ただし、2020年度においてなお、第一種奨学金を必要とすることが認められる者から「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（2021年3月）まで貸与を継続することができる。また翌年度以降もなお第一種奨学金を必要とすることが認められる場合は、1年ごとに願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長が可能。

(2) 応急採用：修業年限の終了月まで

5 提出書類

確認書兼個人信用情報の取り扱いに関する同意書、罹災（被災）証明書、所得証明書、スカラネット入力用紙の下書き、出身高校調査書（学域1年生のみ）、前大学・前大学院の成績証明書（学域編入生、他大学(院)から入学した博士前・後期課程・博士課程1年生のみ）、指導教員推薦所見（大学院のみ）

奨学金担当：

| | | |
|-----------|-----------------|------------------|
| 中百舌鳥キャンパス | 学生課 学務グループ奨学金担当 | 072-254-9116（直通） |
| | | 072-254-6174（直通） |
| 羽曳野キャンパス | 事務所 学生グループ奨学金担当 | 072-950-2940（直通） |
| りんくうキャンパス | 事務所 学生・教務担当 | 072-463-5748（直通） |

災害救助法適用地域（2019年9月12日時点）

| 災害救助法適用市町村 | 法適用日 |
|---|------|
| 千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区） 銚子市、立山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、 鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、 匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、 香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、 山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、 長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町 | 9月9日 |